

感染症拡大防止のための指針

(施設における感染症拡大防止に関する基本的な考え方)

第1条 利用者の健康や生命に直接関わる日常的な衛生管理また感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、入所者・利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう指針を定める。

(感染症拡大防止委員会その他施設内の組織に関する事項)

第2条 当事業所では、感染症拡大防止に努める観点から、「感染症拡大防止委員会」を組織します。

なお、本委員会の運営責任者(委員長)は当事業所の管理者とし、サービス管理責任者を「感染症拡大防止を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

2 感染症拡大防止委員会は、虐待防止委員会、身体拘束適正化検討委員会と一体的に行う場合があります。

3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

4 感染症拡大防止委員会は、年に1回以上委員長が招集し、開催します。

5 感染症拡大防止委員会では、次のような内容について協議するものとします。

- ① 感染症拡大防止委員会その他施設内の組織に関すること
- ② 感染症拡大防止のための指針の整備に関すること
- ③ 感染症拡大防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 感染症拡大防止等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が感染症を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 感染症が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(感染症拡大防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する感染症拡大防止のための研修の内容は、感染症拡大防止等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、提供サービスの適正化を徹底します。

2 研修は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等

により保存します。

(施設内で発生した感染症拡大等の方策に関する基本方針)

第4条 職員又は利用者が感染症に罹患した場合、施設内まん延を防ぐため、以下の対策を行う。

- 1 発生状況の把握
- 2 感染拡大の防止
- 3 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携と必要あるときの協力依頼
- 4 医療処置の勧め
- 5 行政への報告

(感染症の予防に関する基本方針)

第5条 インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として、以下を徹底する。なお、地域感染まん延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

1 職員の標準予防策の徹底 県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施する。

- ① 出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② 勤務中のマスク着用
- ③ 体調不良時の早期報告・出勤停止

2 利用者へも感染症予防のために以下をお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

- ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② 利用時のマスク着用
- ③ 体調不良時の早期報告・利用中止

3 ご家族及び来客者への呼びかけ

- ① 入館時の手指消毒
- ② 入館時のマスク着用
- ③ 体調不良時の入館制限。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPに

において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（その他感染症拡大防止の適正化の推進のために必要な事項）

第7条 第3条に定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される感染症拡大防止の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者に対するサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 6年 4月 1日より施行する。

